

電気通信事業分野における事業者間接続等に係る 債権保全措置に関するガイドライン

平成 18 年 12 月

(平成 28 年 5 月最終改正)

総 務 省

1 本ガイドラインの目的

近年、電気通信事業者が経営破綻等により接続料等の債務を履行することが困難となった場合に、当該事業者と接続等を行っている接続事業者等が当該事業者に対する債権を回収できなくなる事例が発生している。

接続事業者等は、債務の履行が確保されない場合、損失の拡大を防ぐため接続等を停止することが考えられるが、接続事業者等がこうした手段を採った場合、相手先事業者はサービスの提供を継続することが困難となり、利用者の利益が阻害されるおそれがあり、そのため接続事業者等が接続停止等を躊躇すれば、結果として接続事業者等の損失が拡大することとなる。

他方、事業者間で相互接続協定を締結する場合等において、相手先事業者が債務の支払いを怠るおそれがあるときは、例えば預託金の提供を受けるなどの債権保全措置を講じることにより当該リスクを回避することが可能であるが、預託金等の水準如何によっては新規参入阻害や接続拒否等の競争阻害要因となることが懸念される。

こうした事情を踏まえ、電気通信事業の適正かつ合理的な運営を確保するとともに電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として、本ガイドラインを策定する。

なお、事業者間接続等において債権保全措置を講じるかどうか、またどのような債権保全措置を講じるかについては、基本的には当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、当事者間の協議が調わないなど問題が生じた場合には、個々の事案に応じ、電気通信事業法（以下「事業法」という。）の規定が適用されることとなる。

本ガイドラインは、電気通信事業者が講じる債権保全措置に関連する以下の事業法の規定について、その解釈の参考となるものである。

- ① 電気通信事業者に対する業務の改善命令（事業法第 29 条第 1 項関連）
- ② 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が申請した接続約款の変更認可（事業法第 33 条第 4 項関連）
- ③ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が届け出た接続約款の変更命令（事業法第 34 条第 3 項関連）

- ④ 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は接続条件その他の細目に関する裁定等¹（事業法第35条関連）
- ⑤ 電気通信事業者間の設備等の共用に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は共用の条件その他の細目に関する裁定等（事業法第38条関連）
- ⑥ 卸電気通信役務の提供に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は提供の条件その他の細目に関する裁定等（事業法第39条関連）

なお、本ガイドラインは事業者間取引に係るものであり、電気通信役務を利用者に提供する際の指針については「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（平成28年3月版）によるものとする。

2 債権保全の具体的施策

債権保全の具体的施策については、以下のとおり、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方を示すこととする。

なお、本ガイドラインにおける便宜上の定義として、預託金とは、債務の履行がなされない場合に債務の弁済に充てることができるよう、あらかじめ担保として供される金銭を指すものとする。

（1）債権保全の方式

債権保全の方式としては、預託金のほか、金融機関、関連会社等からの債務保証、前払い、当事者双方の債権を相殺する方式等が考えられる。なお、これらはあくまで例示であって、同等の合理性を有するその他の方式を排除するものではない。また、どのような方式によるかは、基本的に当事者間の協議に委ねられる。

（2）預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項

- 1) 預託金の預入れ等は、基本的に事業者間の協議において任意に求めることができる。しかし、相手先事業者が債務の支払いを怠るおそれがない場合に預託金の預入れ等を求め、相手先事業者が預託金の預入れ等に応じないことをもって接続等を行わないことは、当該相手先事業者に対する不当な差別的取扱いに該当するおそれがあるものと考えられる（事業法第29条第1項関連）。
- 2) 預託金の預入れ等の要否は、債務の支払いを怠り、又は怠るおそれの有無により判断することとなるが、その有無については、客観的な指標に基づいて判断することが適当と考えられる。具体的な指標としては次のものが考えられる

¹ 総務大臣による裁定のほか、電気通信事業者間の接続協定の締結に関して、一方当事者が協議に応じず、又は両当事者間で協議が調わなかった場合における協議の開始又は再開に係る命令もこれに含まれる（⑤及び⑥も同様）。

が、これらはいくまで例示であって、同等の合理性を有するその他の指標を排除するものではない（カッコ内は、各指標において債務の支払いを怠るおそれがあると判断される場合の一例）。

ア 過去の支払実績（過去一定期間において支払遅延があった場合等）

イ 信用評価機関、格付け機関等第三者による評価（債務不履行に陥るおそれが極めて高いと評価される場合等）

ウ 財務状況（現に債務超過に陥っている場合等）

なお、こうした指標は、預託金の預入れ等の根拠となるものであることから、あらかじめ当事者間でその内容を可能な限り明確にしておくことが望ましい。

3) 上記2)において、「客観的な指標に基づいて判断することが適当」としていることの趣旨は、預託金の預入れ等の要否の判断について恣意的な運用を防ぐことにあるが、客観的な指標のみに基づいて判断することを求めるものではない。例えば、信用評価機関による評価が基準を下回った事業者であっても、当該事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提出され、当該資料の内容が監査法人、会計士、税理士、金融機関等によって証明されている場合にあっては、預託金の預入れ等は不要と考えられる。

また、財務状況については、相手先事業者の決算期も考慮しつつ、可能な限り最新の状況が反映されるように配慮することが望ましい。

4) 相手先事業者との協議において預託金の預入れ等を求める場合には、相手先事業者に対し、債務の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示すことが適当である。また、預託金の預入れ等を求められた事業者は、債務の履行を怠るおそれはなく預託金の預入れ等は不要と考える場合等には、その合理的な根拠を示すなど必要な情報提供を行うものとする。

(3) 預託金等の水準

預託金等の水準については、競争阻害の要因とならないよう債権の保全に必要なかつ最小限のものとするべきと考えられる。例えば、従量制の接続料の場合であれば、債務の不履行が明らかになってから接続を停止するまでの間に発生することが想定される合理的な範囲内の金額とすることが考えられるが、その内訳は事業者間の取引内容、支払い方法等によって異なるものである。

なお、例えば前払い方式を取り決めている場合や、当事者双方の債権の相殺が可能な場合においては、預託金等の水準を定めるに当たって、当該取決め等も考慮することが望ましい。

(4) 預託金の預入れ方法

接続の形態によっては、一度に多額の預託金の預入れが求められる場合も想定されるが、預託金の額、相手先事業者の規模や資金繰りの状況等によっては、債権保全の目的が達成される限りにおいて、分割による預入れを認めるなど柔軟に

対応することが望ましい。

(5) その他

- 1) 預託金の預入れ等を求めるに当たっては、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法（分割による預入れを認めている場合には、その内容を含む。）といった基本的事項について、相手先事業者に対し十分な説明を行うべきであり、説明を求められた事項については、誠実に対応することが求められる。
- 2) 債権保全措置は債務の履行を確保するために必要最小限のものとするべきと考えられる。このため、一定の事由により債務の支払いを怠るおそれがあると判断し、預託金の提供等を受けた場合において、その後、当該事由が解消されたと判断されるときは、提供を受けた預託金等を返還するものとするのが望ましい。

なお、預託金等の返還に関する取決めは、あらかじめ当事者間で明確にしておくことが望ましい。

- 3) 債権保全の必要性に関する当事者間の協議中における接続、工事の実施等については、個々の事案によって状況が異なることから、一律に考え方を示すことは困難である。しかし、例えば、既に接続等を行っている事業者が新たな機能追加等を申し入れた場合において、当該事業者が預託金の預入れ等に応じないことをもって、現行の接続の停止等を行うことは、不当な差別的取扱いに該当するおそれがあると考えられる（事業法第29条第1項関連）。

3 その他

事業者間の協議が調わなかった場合等における紛争解決の手段としては、総務大臣による裁定等（上記1④～⑥を参照）のほか、電気通信紛争処理委員会によるあっせん又は仲裁の申請をすることができる（事業法第154条～第157条関連）。